発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① 発行日 令和１年１２月２０日

② 刊行物 実践 遺伝子工学，第５６巻，第９号，第１９３～１９６頁，株式会社特許出版

③ 公開者 特許一郎、経済花子

④ 公開された発明の内容

特許一郎と経済花子が、実践遺伝子工学、第５６巻、第９号、第１９３～１９６頁にて、特許一郎が発明した肝臓癌モデルマウスを用いてビタミンＣの機能の探索をした結果について公開した。

２．特許を受ける権利の承継等の事実

① 公開された発明の発明者

特許 一郎 （神奈川県○○市・・・）

② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

特許 一郎

③ 特許出願人（願書に記載された者）

国立大学法人 特許大学 （東京都○○区・・・）

④ 公開者

特許 一郎

経済 花子 （神奈川県○○市・・・）

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許一郎によって発明されたものであり、公開時の令和１年１２月２０日において、特許一郎は特許を受ける権利を保有していた。令和２年１月１７日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許一郎から国立大学法人特許大学に譲渡され、その後、令和２年４月２０日に国立大学法人特許大学が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である特許一郎自ら、「肝臓癌モデルマウスを用いたビタミンＣの機能探索」について公開の事実に記載のとおり公開を行った。

また、経済花子は、その公開された発明については特許を受ける権利を有する者ではなく、単に実験補助者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和２年５月１日

国立大学法人 特許大学学長

特許 次郎 ㊞